



令和 2 年 2 月 28 日(金)
一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

在留資格「特定技能 1 号」についての対応のお知らせ

この度、建設キャリアアップシステムの改修が完了し、在留資格「特定技能 1 号」で技能者登録が可能となりました。

ご不便をおかけいたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

つきましては、特定技能外国人を雇用している事業者様へ以下の対応をお願い申し上げます。

<特定技能外国人を雇用している事業者様>

- 1、 雇用している特定技能外国人を CCUS へ登録申請を行う
- 2、 CCUS 登録完了後、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領～建設分野の基準について～」に従って国土交通省に報告

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001331113.pdf>

※既に他の在留資格（技能実習、特定活動等）で CCUS へ技能者登録をされている場合は、変更申請にて在留資格を「特定技能 1 号」に変更して頂きますようお願いいたします。

※技能者登録、変更申請は以下のページからログインしてください。

<https://www.mobile.ccus.jp/#/gcm/01/017>

【お問い合わせ先】

<建設キャリアアップシステムへの登録申請について>

- 建設キャリアアップシステム HP（お問い合わせフォーム）

<https://www.ccus.jp/contact#ContactAddForm>

<特定技能制度全般について>

- 国土交通省 土地・建設産業局（国土交通省 HP）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

以上